

青雲館不用品収集運搬業務委託 仕様書

1. 番号 5 観委第 47 号
2. 件名 青雲館不用品収集運搬業務委託
3. 履行場所 魚沼市 西名新田 地内
4. 業務目的 青雲館に残置されている不用品の処分のため、不用品を収集し、廃棄物処理施設まで運搬を行うもの。
5. 履行期間 60 日間
6. 業務内容 下記内訳に記載の不用品を収集し、廃棄物処理施設まで運搬を行う。

<不用品内訳>

名称	数量	単位	備考
大型ごみ (椅子、テーブル、布団、その他大型ごみ)	2,500	kg	
可燃ごみ	5	m ³	
耐火金庫	500	kg	
消火器 (小)	7	本	
消火器 (大)	2	本	
テレビ (小)	3	台	
洗濯機	3	台	
冷蔵庫 (小)	11	台	

7. 不用品の搬入場所

不用品は、下記の廃棄物処理施設に搬入することを想定している。

ただし、施設を指定するものではない。

	一般廃棄物に 該当する物品	産業廃棄物に 該当する物品	家電リサイクル対象品
施設名称	エコプラント魚沼	(株)小出環境サービス	(株)小出環境サービス (魚沼かたづけ隊)
施設所在地	魚沼市中島 707-1	魚沼市七日市 416-1	魚沼市四日町 1008-1

8. 有価物の取扱い

有価物の取扱いは、下記のとおりとする。

- (1) 鉄類、金属類等は有価物として処分を行うこと。
- (2) 数量はスクラップ業者の計量伝票を根拠とする。
- (3) 有価物の売払明細書を作成し、市に納入すること。
- (4) 納入方法は契約後に市が発行する納付書により納入すること。

9. 支払条件

業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

10. その他

不用品運搬後に搬入場所及び重量がわかる計量伝票を提出すること。

その他、業務履行に際し、疑義等が生じた場合には、発注者と受注者が双方協議の上決定する。

5観委第47号 青雲館不用品収集運搬業務委託 【位置図】

